

下関市立大学キャリア委員会規程

令和4年12月21日

規程第31号

改正 令和5年4月26日規程第22号

(趣旨)

第1条 この規程は、学生の進路指導及び就職支援に関する活動を行うために設置される下関市立大学キャリア委員会（以下「委員会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(活動内容)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について活動する。

- (1) インターンシップの企画及び実施に関すること。
- (2) その他就職支援活動に関すること。

(構成)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) キャリアセンター長
- (2) その他学長の指名する者

2 前項の委員は、就職相談員とする。

(任期)

第4条 前条第1項第2号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条第1項第2号の委員の任期は、指名した学長の任期の終期を超えないものとする。

(委員長等)

第5条 委員会に委員長を置き、学長の指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議において議決を要するときは、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 議長は、特に必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を聴くことができる。

(議事録)

第8条 委員会は、会議の議事について議事録を作成し、保管するものとする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、キャリアセンターにおいて行う。

(その他)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、令和4年12月21日から施行する。

2 この規程の施行後初めて指名された第3条第1項第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、令和7年3月31日までとする。

附 則 (令和5年4月26日規程第22号)

この規程は、令和5年5月1日から施行する。